

Title	英国憲法上に於ける国王の地位 (其一)
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.5 (1910. 11) ,p.549(49)- 559(59)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101100-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

48 歩可きかを述べたれども、尙此外に職工をして自治を行はしめ、雇主が智力と資力とを以て之を誘動するに於ては其效又一層大なるものある可し、即ち職工をして共濟基金を作らしめて病者負傷者に扶助を與へ、其不足なる際には雇主自から多少の贖金を行ふこと恰も天災の場合に皇室が下賜金を行ふが如くになし、又老者、寡婦、遺兒等に對しては官廳の恩給の如く充分なるを得ずとも之に相當の扶助を與へ又貯金の如きは雇主が其預入れの世話をなして最も有利なる貨殖法を行はしめ或は事情已むを得ずして前借を請求する者に對しては議會の詮考を待ちて之に無利子の貸金を行ふ等、行政上の自治體の組織を多少之れに應用するに於ては立憲的工場經營法は益々完全の域に近づくものなりと云ふ可きなり。

雜 錄

英國憲法上に於ける國

王の地位 (其一)

小倉 和市

ブラツクストンは曰く「英國憲法上に於ては國權運用上の統一、確實及び敏活を期するが爲め行政權を單獨機關の掌中に委したり。之れ頗る賢明なる組織なり。故に英國々王は單に國家の首長たるに止まらず、實に其最高官憲にして他の一切の大小官吏は皆國王の委任により絶對に之に服従して行動するに過ぎず」と。

グラッドストーンは曰く「大蘇藩々として金殿に向ひ、百官之に扈從するの威容は眞に優麗にして且つ莊嚴の極なりと雖も、單に之を以て歐洲中最も古く且つ恐らく其基礎最も牢固にして國民の尊崇を受くること最も深き一王國の統治組織中に潜

在する意義及び權力を忖度せんとするは非なり。英國に於ける國王の行動希望及び模範は悉く皆一の實力なり。國王は永久忠實に憲法の根本要件を擁護する者として舉國の尊崇と愛慕とを受くるものなり」と。

英國憲法の最も精密巧妙なる分析者の一人として知らるゝウォルター、バジエオット氏は四十五年以前、女王が國會の協贊を経ずして專斷し得る事項」と題して法理上王位に屬する權力の一部を論じ、大に當時の國民を驚かせたり。氏の所言は爾後殆んど千古不拔の眞理の如く看做さるゝものにして、國法の研鑽に従事する者に取りては毫も珍奇なる所なしと雖も今試に其一節を摘示せん。

女王は陸軍を解散し(國法上に於ては女王は一定數以上の兵員を募集することを得ず)、全軍司令長官以下の將校を免ずることを得。女王は又悉く海兵を解役し、一切の艦船及び海軍々需品を賣却することを得。加之女王はコーンウォールを犠牲に供して媾和條約を締結し、英國本土

を征服せんが爲めの戦争を開始することを得。女王は聯合王國內に於ける各人民をば男女を問はず悉く貴族となすことを得。加之女王は聯合王國內の各教區を大學區域となし、官吏の大部分を罷免し、一切の犯罪人を赦免することを得。概言すれば女王は大權作用により内政一切の作用を顛覆し、國家の汚辱となる可き宣戰媾和をなし、又は陸海軍を解散して、外國に對して國家を全然無防禦の状態に陥らしむることを得。

(Pageho: English Constitution, p. XXXVI.)

バジエオット氏の修辭學的斷定は無學の輩を驚かしたりしは勿論なるが、知理解字の人にさへ多少獨斷的なりと認められたりき。左れと氏の説は往々世人が看過する一事實、即ち英國憲法上王位に留保せられたる莫大の權力を指摘したるものなり。英國憲政の發達は實に其源を六百年の昔に發し、爾來新規なる憲法上の施設、制度上の變遷ありしと雖も、王位の憲法上の地位は毫も之が爲めに影響を受くることなかりき。ヴィクトリア女

王の法理上の權力はエリザベス女王の夫れに比して殆んど差異あることなく、又ヴィクトリア女王が故エドワード第七世に遺讓したる所は、エドワード第六世がヘンリー第八世より繼承したる所又はエドワード第一世の崩御によりエドワード第二世に移轉したる所に比して實質的に何等の差異あることなし。

最近數週間に於て英國統治の權力は一王より他王に轉じたり。即ち悲喜交も到るの有様なれども要するに吾人は最も嚴肅なる可きの時なり。國王死す、國王萬歳！。此時に當りてバジエオット氏の斷定を促がせる根本の原理如何を考察し、氏の銳利なる分析は果して精密に英國々王の近代憲法上の地位を代表するものなるや否や。若し果して然りとすれば、王位に對して斯る權力を附與する君主國は、其君主の權力が如何なる程度に達する迄は立憲國と稱するを得可きやの問題を研究するは決して不適當に非ずと信ず。此問題を解決せんと欲せば多少歴史上の事實に溯及せざるを得ず

千六百八十八年の革命を境として大英國の歴史を前後兩期に別つは一般に採用せらるゝ區別にして、此點に關する一般人民の觀念は極て明瞭なり。千六百八十八年に至る迄國王は憲法上に於て最も必要にして且効なる要素なりき。固より其他の要素即ち經濟的、知識的及び政治的條件と雖も各時代の盛衰を左右するの原因となりしは事實なりと雖も、然かも國王の如く爾かく緊密ならざりき。實に國王の一舉一笑は直ちに國民の利害休戚に關係したるなり。固よりエドワード第三世と雖も千三百四十九年の疫病大流行を阻止すること能はざりしのみならず、其結果をさへ緩和すると能はざりき。叡智類ひなきエリザベス女王すら、南米の銀鑛より産出したる多額の銀塊が歐洲市場に侵入したるが爲め英國國民が受けたる苦痛を除き去ること能はざりしは事實なりと雖、然かも大局に於ては明君出づれば國民は鼓腹擊壤の樂を樂しみ、暴君來らば老幼溝壑に轉じて國歩困難に趨くは争ふ可からざる所なりき。

上述の現象は英國史上何れの時代に於ても或程度迄は眞理なりしと雖も、加かも千六百八十八年以後に於ては此現象は其以前の如く著しからざりき。本論の目的は實に其來歴及び原因を説明せんとするにあるなり。

然らば千六百八十八年の革命が英國々王の地位に及ぼしたる影響果して如何。蓋當時に至る迄約一百年間英國が二個の政黨に別れて相闘くに至りたる問題の要點は、國王と國會との中何れか行政部を支配す可きやにありき。此問題は政治上より觀察すれば所謂「清教徒革命」の眞因たりき。

兩院は、國王陛下が内外諸般の政務を裁斷せらるゝに當りては、國會が信賴するに足る可きものと認めたる參議官、大使、及び其他の高官に諮詢し給はんことを伏して奏請し奉る。若し陛下にして此奏請を採納し給はざるに於ては、必要なる經費を捧呈すると能はざるのみならず、海外に於ける新教徒を扶助し給はんとする聖旨に副ひ奉ること能はざるに至る可し。

之れピムが千六百四十一年十一月國王に對する國會の地位を明らかにせんが爲め全國民に公表したる所謂「大抗議書」中最も著明なる一句なり。「國會が信賴するに足る可きものと認めたる參議官云々」の如き概括的の言辭を用ひたる要求は實に英國憲政史上其例を見ざる所也。固より大臣責任の制度は從來常に支持せられたる所にして、ワイキハムのウイリヤムは千三百七十一年の國會大動亂に苦しめられたる時既に將來國會が如何なる發達をなす可きやを豫知したる者の如し。彈劾と稱する武器は、國王の明を蔽ふが如き奸徒を處罰せんが爲め既に千三百七十六年を以て案出せられたり。之よりも更に一層恐る可き武器即ち公民權褫奪條例(Act of Attainder)は既にチュートン王朝が死守せる金城鐵壁の一なりき。左れどスチュワート王朝の初期に於て國民の指導者が提出したる要求は、全く一の新原則の確認せられんとを目的とする要求に外ならざりき。ミツドルセツキス又はバツキンガムの彈劾は唯第十四世紀に行はれた

る先例を復興したるに止まり、ストラッドフォードに對する公民權褫奪の處分は單に近時の口碑を循守したるに過ぎず。然るに大抗議書に於て要求したる原則は之等の場合とは大に其趣を異にせるものにして、其意義は遙かに深長なりき。即ち同抗議書の目的は從來國王により代表せられたる行政權を斷然明確に上下兩院の權力内に轉移せんとするにあり。

此點こそは實に此内亂(長期國會中に於ける)によりて決定せられたる政治問題の要點なりき。左れど當時に於ては此新原則の勝利は下の二個の原因によりて隠蔽せられたり。其一をクロンウエルの國權掌握となす。彼れが行政權を國會に附與するを嫌忌するの念は決してスチュートン系に屬する諸王に劣らざりき。其二は千六百六十年の王政復古によりて惹起せられたる沸くが如き、然かも過渡的なる熱誠なりき。同事件によりて惹起せられたる忠誠の熱情漸く減滅するに及んで上述の原則は再び其頭を擡げたり。即ち此原則たるや先に

はクレンドンの彈劾事件によりて試験的に容認せられ、後にはダンビーの彈劾事件によりて一層確認せられたるものなるが、千八百六十六年の革命終息の時に至りても尙唯だ默認せられたるのみにして、其明白且つ終極的なる決定は不思議にも遅延したり。

既に前述せるが如く從來の著書は皆新舊兩制度の分水界を以て千六百八十八年なりとするの點に於て一致し、吾人も亦此説の或意味に於て正當なるを承認する者なれども、事實上千六百八十九年より千七百〇二年に至る迄英國の政策は一にウイリヤム三世の親裁に係り、國務大臣は名實共に國王の政策を遂行する奴僕に過ぎず。國會は努めて國王の專斷を防止せんとせしも、然かも國王の意思は一として行はれざる所なかりき。之れ何人と雖も疑ふ能はざる所なり。アン女王の治下に於てすら君主の個人的性向は國務の遂行上重大なる要素なりき。固より王權黨は百方劃策の結果同女王の樞機に參與することを得るに至りたるは事

實なりと雖も、之れ彼等が立法院の信任を有したる一種特種の理由に基くものなり。斯くて君主は信賴す可き顧問官の進言を選択するに當り、無制限の行動をなすこと能はざるに至りたるも、然かも根本的の政策は一に君主に出で、彼等は單に之に付きて補弼の責を充たすに過ぎずして、アン女王も亦其先王の爲せし所に倣ひ、各週内閣會議に親臨し、卒先して議事を監視指導したりき。

上述の理由により、英國憲政史上に於て實際新紀元を劃したるものは決して和蘭のウイリヤムに非ずしてハノーバーのジョージなり。若し果してチェールの云へるが如く「立憲君主とは君臨すれども統治せざるもの」なりとせば、英國に於ける最初の立憲君主はジョージ一世なりしなり。由來英國に於て重要な憲法上の改變は多く偶然の出來事に其源を發せるものなるが、此場合に於ても亦偶然の出來事否寧ろ數多の偶然の出來事が集合せる結果なりき。元來ジョージ一世は毫も英語を解せず、サー、ロバート、ワルポールは全く獨逸

語を知らず、從て内閣會議は往々國王の親臨を厭ふの念を生じ、爲めに國王は遂に全く内閣會議に列席せざるに至れり。此事實は内閣制度が完成せられ、大臣責任の主義及び國王無責任の原則が確立せらるゝに至りたる最大原因なりとす。蓋し國王にして單に形式上なりとするも、内閣會議に親臨して其議事に關與する限り國王無責任の原則は到底確立し得ざる可ければなり。斯くてジョージ一世以降國王は決して内閣會議に列席せざることをなれり。好古學者或は二三の反對事實なるものを擧げて予の説を駁せんと試むるものありと雖も予の所論は決して之が爲めに影響せらるゝことなし。要するに行政府を全然立法府に隸屬せしめんとするの企圖中内閣制度キャビネット・システムより有効なるものはあらざる可し。

然るに此内閣制度の發達は偶然の事實によりて促がさるゝに至りき。之れ奇妙にして且つ特筆す可き事實なりとす。第十八世紀の初期に當りて吾人の所謂内閣政治の制度に必要な二個の原則は

殆んど樹立せられたり。即ち(一)内閣は政治的に云へば常に協同一致の状態にあらざる可からず。(二)内閣の旗幟は其時代に於ける國會多數黨の意見を代表するものならざる可からず。其後に至りて前二個の原則に比するも其重要な度に於て毫も劣らざる他の二原則更に發生したり。英國に於ては集合的又は相互的責任の主義は久しく内閣政治の根本的條件と看做されたりしも、其一般に容認せられたるは第十八世紀終末の十年間に於て、第十九世紀に至る迄は完全に樹立せらるることなかりき。之よりも更に一層緊要なるは内閣の諸員は共同の首長に從屬するものなりとの原則、即ち内閣員中にありては總理大臣が優勝の地位にありとの主義なりとす。サー、ロバート、ワルポールの執政以前の大臣にありては、斯かる名稱を附するに適當するが如きもの一人もあるとなく、又ワルポールは斯かる名稱をば猛烈に排斥したり。左れど事實上英國に於て最初に總理大臣なる官職に就任したるものがワルポールなりしは疑ふ可からざる所な

り。固より彼は果して國王の意思に反する場合に於ても尙其官職に留まり得たる可きや否やは茲に斷言することを得ざれども、彼は下院の信任を失ふや否や其職を辭したるは正確なる事實なりとす。兎に角内閣にありては彼が首長たりしは争ふ可からざる所にして、彼の同僚は全く彼に隸屬し、彼は事實上其の欲する所に從ひて彼等の任免黜陟を斷行したり。彼は奇矯嘔吐を催すが如き新稱號を排斥したる可きも、然かも彼は其の久しきに涉りて英國政界の實權を握れる間に於て、官職上に新規の痕跡を遺したるは誤りなき所なりとす。然るに此の官職は千九百〇五年に至る迄、先例として一般の容認する所とならざりしのみならず、今日官報上に於ては公用語として斯かる稱號を用ふるも、然かも政治上より觀察して果して具體的存在を有する者なるや否やは未だ疑問なりと云はざる可からず。一般の觀念より之れを試験するに此の官職は何等の反響を呈せず。即ち此の官職には何等俸給上の規定なし。加之英國歴朝の政治家

中唯單に總理大臣たるの故を以て帝國の運命を左右したるが如きものあることなく、其の内閣に列するは必ず或る他の官職上の資格に於てするものなるが如し。固より今日に於ては斯かる現象は英國政治組織の特色として一般の知る所なるも、而かも非常の變則たるを免かれず。要するに最も著明なる事實は之れなり、即ち英國政體上の轉進はワルポール執權の時に及びて一段落を告げ、爾後最高の行政權は確實且つ終局的に、性質上唯一の單位を組成せる國務大臣の國體、即ち内閣に歸し、此の内閣は常に國會の多數黨によりて組織せらるゝのみならず、閣員間に於ては相互責任の原則承認せられ、且つ閣員は皆總理大臣に隸屬するに至れり。(Lord Rosebery, Peel, P.P. 30—33. Stonehope: Life of Pitt, IV 24 Greenings, i. 244)

英國憲法上に總理大臣なるものが顯はるゝと同時、國王は革命以前に於ける地位を喪失したり。但し此の斷定は純然たる法律論にあらずして寧ろ慣例の範圍に屬するものなる事を注意せざる可か

らず。バルフォア氏は千九百〇二年に斷言して曰
 「總理大臣は總理大臣として何等成文法上の義務
 を有せず。其の名稱は議會が制定したる法律中に
 於て發見する事を得ざるのみならず、憲政制度上
 に於ては最も重要な地位を有するも、國法上何
 等の地位をも認めらるゝ事なし」と。グラットス
 トン氏は曰へり、「世界廣しと雖も英國總理大臣の
 如く斯く大なる實體を有するにも拘らず斯く小な
 る影跡を伴ふものある事なく、斯く大なる權力を
 有するにも拘らず、形式上の稱號又は特權の點よ
 り見て、斯く微々たるものあることなし」と。
 (Low: The Government of England P.P. 153. 159)

任を有する各省長官の補弼を俟たざる可からず。
 左れと憲法は全然王位にある者の獨立の存在を滅
 却せんとするものに非ず。又斯かる企圖をなした
 ることなし。斯く形式的方面より觀察したる政治
 上の責任は國王より内閣に移轉したりと雖も、然
 かも國王が政治上の事項に關し、自己の意思及び
 性嚮に従ひて直接に行動することを得る範圍は今
 尙漠然として殘存しつゝあるを見る。
 千八百三十七年女王ヴィクトリアが王位に上る
 や、上述せる王權の範圍が殆ど零位に迄縮少せら
 る可き機會少なからずして、其如何は一に此新國
 王の一身に繫りき。元來ハノーヴァー王統に屬す
 る女王の先任者は、皆國民の同情を惹き又たは其
 の尊敬を博するが如き措置を採らざりき。ジョー
 ジ第一世及び第二世は、大陸關涉の案件に付きて
 は少なからざる勢力を有したりしも、大英國の内
 政に關しては殆んど吾不關焉たる態度を持し、其
 の利害關係に焦慮するの念は専らハノーバーに集
 中せられたり。ジョージ第三世の初年に至りては

一時的ながら明瞭に君主國的觀念の復興を見たり
 此の青年國王は眞正の英國人にして、即位の始め
 よりボーリングブロークの所謂「愛國王」の政治思
 想を以て其の理想となし、且つ之を實現せんと試
 みたり。當時の形勢上王の試験は一時頗る好望な
 るが如くに見えしも、然かも王の知識は遂に其野
 望に及ばずして、即位後第十年より第三十年に至
 る間に於て王國の政治組織は全く紊亂の極に達せ
 り。千七百八十三年に至りて、少壯氣鋭の天才ピ
 ットは起つて國王を補翼するに至りしが、千七百
 八十八年國王は一時精神錯亂の狀態に陥り、遂に
 千八百十年全く精神を喪失するに至りしを以て、
 國民怨嗟の聲は變じて半ば嘲笑的の同情となるに
 至れり。ジョージ第四世は國王としても、將又
 攝政としても、相當なる政治的才能を有せしも、
 彼は敢て王位の尊嚴を恢復せんと試みざるのみな
 らず、毫も民心を收攬するが如き策に出でざりき。
 彼れが如何に國民の間に聲望を失墜せしかは、彼
 の不幸なる配偶者が不相當なる聲譽を贏ち得たる

によりても之を知る事を得可し。ウイリヤム第四
 世は資性素樸快活にして、加かも慈愛の情に富み、
 多少國民の輿望を挽回したりしが、決して國王の
 尊嚴を恢復するの策に出でざりき。(Queen Victo-
 ria's Letters, i. 26) 故にヴィクトリア女王即位の
 時に於ては君主國としての英國の地位は恰かも累
 卵の危ふきにありしと云ふも過言に非ず。歐洲全
 般の思潮は決して制度として君主國體を謳歌する
 ものなく、王權の地歩正に艱難の極に達せり。千
 八百十五年の舊制復興になりて、一度衰勢挽回の
 兆ありしも遂に成らず。佛國に於ては正統君主主
 義は再び倒れて、ルイ、フィリップの平民的王制
 之に代れり。西國及び南伊太利に於ては、ブルボ
 ン王統は一時反動的勢力を振ひしも、自由を愛す
 るの國民は決して之れが爲めに君主制度を讚美す
 るに至るが如き徴候なきのみならず、獨逸の諸邦
 に於ては千八百十五年の條約充分に行はれず。コ
 ンスタンチノーブルに於ては、希臘人の盛んに土
 耳其國王に對して攻撃を加ふるあり。要するに當

時君主主義は實に孤日落城の悲境に沈淪したるものと云ふ可し。予は過去半世紀間に於て歐洲に起りたる國土の分合、帝王連合事業の價値、フランス、ジョセフ帝、ヴィクトル、エマニエル王、ウイリヤム帝及び其の獨逸に於ける相續者等に付きて茲に喋々せず。左れどヴィクトリヤ女王踐祚の當時に於て、君主主義が如何に其勢力を失墜し居たるか、及び同女王崩御の以前に於て同主義の復興が如何に顯著なりしかを記述するは決して無用に非ずと信ず。但し予は下に於ては單に英國の王位に付いてのみ論述せんとす。千八百三十七年ヴィクトリヤ女王踐祚の時に當りては英國の王位は實際殘燈明滅の甚だしきには至らざるも、少くも不安の状態にありしは事實なり。女皇は斯かる危急存亡の時に於て王位を繼承したるを以て國民の同情は自然に之に趨けり。即位の初期に於ては女王は賢明なるレオポルド王、及び忠誠聰慧なるメルボーン卿の指導を受けたりしが、千八百四十年大婚の事あるに及びて、女王の御宇中最も困難

なる時代の幕は開かれたり。一方に於て王配は偏狹にして英國の政務に關して過渡の干渉をなすものなりとの疑を受けたると同時に、他方に於て女王は女性の特色を發揮して王配の識量に信賴し、彼の尊嚴を維持せんが爲めに焦慮せしが爲め、却て王者の器に非ずとの誹謗を受くるに至れり。左れど千八百六十年王配薨去の事あるや、女王は全國民より深厚なる同情を受けたり。之れ女王が同様の境遇にあるものに對して常に衷心より憐愍の情を垂れ給ひしによる。斯て全國民は哀悼の念に充さるゝと同時に、亦悔恨の感に耐へざるものありき。蓋國民は從來王配を誤解したるを以て、此の機に於て其の過を懺悔せんと試みたればなり。吾等今は能く王配の眞意を知る。偏狹なる厭嫌の念は全く閉息せり。王配既になし。想へば其如何に賢明にして加かも謙讓仁慈に涉らせ給ひし事よ。克己自制の美德に富ませられ、舉止溫厚造次にも顛沛にも其度を趨へ給はず、毫も黨争の渦中に入らせらるゝ事もなく、其高位を利

用して私慾を充さんとし給ふこともなく、又徒らに快樂に耽らんが爲めに一步と雖も其權域を越え給ふ事なかりき。(未完)

シモンド、ド、シスモンヂ
の生涯

高橋誠一郎

(九)

眼の巨きい、色の黒い、反齒で、然も大顔な、絶代の才媛ステール夫人は深くシスモンヂの心を酔はしめた。彼女の黒い瞳が天才の光に輝いて濃い眉根を動し長く垂れた頭髮に波を打せて間斷なく圓轉流麗の辯舌を弄した時、彼女の醜貌は何時しか花の如く美しく暉き渡つた。シスモンヂは彼女が一千八百十七年七月十四日五十一歳を以て巴里に逝くの日に至るまで變らぬ友情を寄せて居つた。

ステール夫人が一千八百〇四年四月九日を以て冥黙した其偉大なる父に對する追想の筆(Du Caire à M. Necker)を擲つてアウグスト、シユレール、ヴキルヘルム、フオン、フンボルト及びカール、オクトル、フオン、ボンステッテン等と共に伊太利の旅に赴いた時、シスモンヂも亦一行中に加はつた。此旅行は纏て夫人の名作コリン(Corinne ou l'Italie)と爲つて全歐の喝采を博せしむると共に、シスモンヂに取りては當時の伊太利に於ける第一流の人士と普く相識るの機會を得ることと爲つた。然も細心な彼の母は一面に於て幾多の利益を其愛兒に與ふ可き此ステール夫人との道伴れを喜ぶと共に、他面に於ては甚しく不安の念に襲はれた。彼女は幾種か繰り返して、啻にシヤールの弱點のみならず、其同伴たる才媛の缺點をも舉げて愛息を深く戒むることを怠らなかつた。

彼女は云ふ「噫、然らば御身はステール夫人と共に旅立ちせんとするにや。御身が彼女の如き道